

香川県報



第 81 号

平成 17 年

10月14日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県森林公園規則の一部を改正する規則 (みどり整備課) 一

●香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則 () 五

●香川県都市公園規則の一部を改正する規則 (観光振興課、にぎわい創出課、都市計画課、教育委員会) 一五

告 示

●保安林の指定の解除予定の通知 (みどり保全課) 一七

●生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) ()

●生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 () ()

●生活保護法の規定による指定訪問看護ステーションを廃止した旨の届出 () ()

●生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出 () ()

●生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 () ()

●身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 (障害福祉課) 一九

●知的障害者福祉法の規定による事業者の指定 () ()

●児童福祉法の規定による事業者の指定 () ()

●昭和三十三年香川県告示第二百二十三号（化製場に関する法律第九条第一項の畜舎、家きん舎規制地域指定）の一部改正 (生活衛生課) ()

●道路の供用開始 (道路保全課) ()

●道路の区域変更及び供用開始 () ()

●海岸保全区域の指定 (港湾課) 二〇

公 告

○道路の位置指定 (建築課) 二二

●昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正 (審査課) ()

○平成十七年度准看護師試験の実施 (医務国保課) ()

○大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出（三件） (経営支援課) 二二

○サンポート高松港湾関連地区事業計画提案競技の実施 (にぎわい創出課) 二四

○土地改良事業の適否決定（四件） (土地改良課) 二六

選挙管理委員会告示

●公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となっている病院の指定の取消し

監査委員公表

○監査結果に基づく措置の公表（四件）

規 則

香川県森林公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月十四日

香川県規則第九十八号

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県森林公園規則の一部を改正する規則

香川県森林公園規則（昭和五十三年香川県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条」を「第三条第六項及び第四条」に改める。

第二条第一項第一号イ中「休憩所」を「やすら木休憩所」に改め、同号ハ中「森のギャラリー」を「森林のギャラリー」に改め、同号中ニを削り、ホをニとし、同項第二号ハ中「もりの館」を「森林の館」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 ドングリランドのドングリランドビジターセンター

第三条第一項中「第二号二」を「第三号二」に改める。

第四条の見出しを「(利用の許可を要する施設)」に改め、同条中「次に掲げる施設を利用しようとする者は、森林公園施設利用許可申請書(第一号様式)を知事に提出してその」を「森林公園のうち香川県森林公園条例第二条(同条例第三条第七項後段において読み替えて適用する場合を含む。の)」に改め、「ならない」の下に「施設は、次に掲げる施設とする」を加え、同条第一号イからホまでを次のように改め、同号へを削る。

- イ やすら木休憩所
- ロ 青少年の森キャンプ場
- ハ 青少年の森炊飯場
- ニ 芝生広場横炊飯場
- ホ 炭焼き窯

第十条中「知事が」を削り、同条を第十四条とする。

第八条の前の見出し並びに同条及び第九条を削り、第七条を第十条とし、同条の次に次の三条を加える。

(利用者に対する指示等)

第十一条 知事は、森林公園の管理のため必要があると認めるときは、森林公園を利用する者に対し、森林公園の管理上必要な指示をすることができる。

2 知事は、森林公園を利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、森林公園からの退去その他森林公園の管理上必要な事項を命ずることができる。

- 一 この規則の規定に違反したとき。
- 二 前項の規定による指示に従わなかつたとき。

(書面のファクシミリ装置による提出)

第十二条 第五条の規定により知事に提出すべき書面は、ファクシミリ装置を利用して送信することにより提出することができる。

2 前項の規定によりファクシミリ装置を利用して書面が提出されたときは、知事が受信した時に、当該書面が知事に提出されたものとみなす。

3 知事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

(指定管理者による管理の基準等)

第十三条 香川県森林公園条例第三条第六項の規則で定める管理の基準は、次に掲げると

おりとする。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に森林公園の運営を行うこと。

二 森林公園の維持管理を適切に行うこと。

三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 香川県森林公園条例第三条第六項の規則で定める業務は、森林公園の維持管理及び利用の許可に関する業務その他の運営に関する業務とする。

3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第五条第二項、第七条、第十条及び第十一条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 森林公園の管理を指定管理者に行わせることとした場合における第二条、第三条、第五条第一項、第六条第一項、前条及び次条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。

第六条を第九条とする。

第五条の見出し中「制限」を「許可」に改め、同条第一項中「第二号様式」を「第三号様式」に改め、同項第一号中「をすること。」を削り、同項第二号中「をすること。」を「、署名運動その他これらに類する行為」に改め、同条第二項中「第三号様式」を「第四号様式」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第八条とする。

3 第五条第三項の規定は、前二項の許可について準用する。

第四条の次に次の三条を加える。

(利用の許可)

第五条 香川県森林公園条例第二条前段の規定による利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、森林公園施設利用許可申請書(第一号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

- 一 森林公園の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 森林公園の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 その他森林公園の管理上支障があると認められるとき。

3 利用許可には、森林公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の許可の変更)

第六条 利用許可を受けた者(以下「利用許可者」という。)は、香川県森林公園条例第

二条後段の規定による変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとするときは、森林公園施設利用許可変更申請書(第二号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、変更許可について準用する。

(利用許可の取消し等)

第七条 知事は、利用許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又は森林公園の利用の停止を命ずることができる。

一 この規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかつたとき。

二 第五条第二項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

三 偽りその他不正の手段により利用許可又は変更許可を受けたとき。

四 第五条第三項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第一号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に、

「 休憩所 第1キャンプ場 第2キャンプ場

「 第1次飯場 第2次飯場 第3次飯場 を

「 野鳥観察小屋 」

「 やすら木休憩所 青少年の森キャンプ場

「 青少年の森炊飯場 芝生広場横炊飯場 に改める。

「 炭焼き窯 野鳥観察小屋 」

第二号様式中「第5条関係」を「第8条関係」に、「 香川県公洲森林公園」を

「 香川県公洲森林公園 」に改め、同様式を第四号様式とする。

「 ドングリランド 」に改め、同様式を第三号様式とする。

第二号様式中「第5条関係」を「第8条関係」に、「 香川県公洲森林公園」を

「 香川県公洲森林公園 」に改め、同様式を第三号様式とする。

「 ドングリランド 」に改め、同様式を第三号様式とする。

第一号様式の次に次の二様式を加える。

森林公園施設利用許可変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

次のとおり森林公園の施設の利用の変更許可を受けたいので申請します。

利用する公園	<input type="checkbox"/> 香川県公測森林公園 <input type="checkbox"/> 香川県満濃池森林公園	
利用する施設	<input type="checkbox"/> やすら木休憩所 <input type="checkbox"/> 青少年の森キャンプ場 <input type="checkbox"/> 青少年の森炊飯場 <input type="checkbox"/> 芝生広場横炊飯場 <input type="checkbox"/> 炭焼き窯 <input type="checkbox"/> 野鳥観察小屋	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更の理由		

- 注 1 この申請書は、利用する公園ごとに作成してください。
 2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十九号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則（昭和四十四年香川県規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表四の七の表二の項中 「森林公園規則関係」を「森林公園条例関係」に改め、同

項第一号中「休憩所」を「やすら木休憩所」に、「許可する」を「許可し、又は当該許可事項の変更を許可する」に、「規四条」を「条二条」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「七条」を「十条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「五条」を「八条」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

2 規則の規定に違反した者等に対し、利用許可等の取消し等の処分をすること。（規七条）

別表四の七の表二の項第五号中「への入園を拒否し、又は」を「の管理上必要な指示をし、又は規則の規定に違反した者等に対し、」に、「退去」を「退去等」に、「九条」を「十一条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月十四日

香川県規則第百号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和三十九年香川県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第六条第一項」を「第六条第二項」に改める。
第十条の次に次の四条を加える。

（入園料の免除）

第十条の二 次の各号のいずれかに該当する者については、入園料を免除する。

一 公務のために入園する公務員

二 法第五条第一項又は法第六条第一項の規定により許可を受けた者（これらの者の使用人を含む。）で有料公園の区域内において当該行為に従事するもの

三 県内に住所を有する六十五歳以上の者

四 県内に住所を有する者で、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）

第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されているもの

五 県内に住所を有する者で、知事が交付した療育手帳に本人として記載されているもの

六 県内に住所を有する者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の状態にある者として記載されているもの

七 第三号から前号までに掲げる者の介護者（有料公園の利用について必要な介護者に限る。）

八 次に掲げる者を二十人以上含む団体で入園する者のうち、次に掲げる者

イ 県内の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（高等学校、大学、高等専門学校及び幼稚園を除く。）の児童又は生徒で、当該学校の教職員が引率の上入園するもの

ロ 県内の保護施設、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設又は老人福祉施設の在籍者で、当該施設の職員が引率の上

香川県知事 真 鍋 武 紀

<p>入園するもの</p> <p>ハ 県内に住所を有する六十歳以上の者</p> <p>九 元日に入園する者</p> <p>十 栗林公園の開園を記念する日(三月十六日)に入園する者</p> <p>十一 前各号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認めたる者</p> <p>2 前項第一号に掲げる者は、入園の際、用務を明らかにし、その身分を証する証明書を提示しなければならない。</p> <p>3 第一項第二号に掲げる者は、あらかじめ、有料公園入園証交付申請書(第十四号様式)を所長に提出し、有料公園の入園証の交付を受けなければならない。</p> <p>4 第一項第三号に掲げる者は、入園の際、長寿手帳(県内に住所を有する六十五歳以上の者に対して県が交付する手帳をいう。)その他の同号に掲げる者であることを証する書類を提示しなければならない。</p> <p>5 第一項第四号に掲げる者は、入園の際、身体障害者手帳を提示しなければならない。</p> <p>6 第一項第五号に掲げる者は、入園の際、療育手帳を提示しなければならない。</p> <p>7 第一項第六号に掲げる者は、入園の際、精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。</p> <p>8 第一項第八号に掲げる者は、あらかじめ、有料公園入園料免除申請書(第十五号様式)を所長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(入園料の減額)</p> <p>第十条の三 次の各号のいずれかに該当する者については、前条第一項の規定に該当する者を除き、入園料を減額するものとし、当該入園料を減額して徴収する額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 二十人以上の団体で入園する県内の高等学校の生徒であつて当該高等学校の教職員が引率するもの 一人一回百七十円</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、知事が特に必要があると認めたる者 知事が別に定める額</p> <p>2 前項第一号に掲げる者は、あらかじめ、有料公園入園料減額申請書(第十六号様式)を所長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(商工奨励館の利用時間)</p> <p>第十条の四 栗林公園の商工奨励館(以下「商工奨励館」という。)を利用することがで</p>	<p>きる時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、商工奨励館を利用することができる時間を変更することができる。</p> <p>(商工奨励館を利用できない日)</p> <p>第十条の五 商工奨励館を利用することができない日は、十二月二十九日から翌年の一月一日までの日とする。</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、商工奨励館を利用することができない日を変更し、又は商工奨励館を利用することができない日を設定することができる。</p> <p>第十三条の見出しを「(栗林公園の駐車場の使用料)」に改め、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>(栗林公園の駐車場の使用料の免除)</p> <p>第十三条の二 公務のために栗林公園に入園する公務員が公用自動車を栗林公園の駐車場に駐車する場合は、当該駐車場の使用料を免除する。</p> <p>第十四条第一項中「坂出緩衝緑地番の州球場(以下)を」を「坂出緩衝緑地の番の州球場(次項及び次条において)に改める。</p> <p>第十五条第一項中「午前九時から午後五時までの間において使用時間を分割して使用する場合は使用料及び午前九時又は午後五時後の時間において使用する場合の使用料並びに附属設備又は器具の使用料」を「規則で定める使用料(香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料を除く。)」に改め、同条第二項第二号中「全日使用」を「全日利用」に、「使用する」を「利用する」に、「使用の」を「利用の」に改める。</p> <p>第十八条第一項を次のように改める。</p> <p>条例別表第二第五号イの表香川県立丸亀競技場の項に規定する規則で定める使用料(香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料を除く。)は、別表第四のとおりとする。</p> <p>第二十条中「午前九時から午後五時までの間において使用時間を分割して使用する場合は使用料及び午前九時又は午後五時後の時間において使用する場合その他規則で定める場合の」を「規則で定める」に改める。</p> <p>第二十条の二第一項中「使用する」を「利用する」に改め、同条第二項中「使用し」を</p>
--	---

「利用し」に、「使用に」を「利用に」に改める。

第二十条の四の次に次の五条を加える。

(利用の許可を要する有料公園施設)

第二十条の五 有料公園施設のうち条例第七条の二(条例第十四条の二第七項後段において読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けなければならない施設は、次に掲げる施設とする。

一 栗林公園

商工奨励館北館

商工奨励館和室

二 坂出緩衝緑地

番の州球場

三 総合運動公園

香川県営野球場

香川県営第二野球場

香川県営テニス場のうち基本施設及び附属施設(シャワー室及びコインロッカーを除く。)並びにシャワー室(団体で利用する場合に限る。)

香川県営サッカー・ラグビー場

香川県営第二サッカー・ラグビー場

香川県営相撲場のうち本土俵並びに練習土俵及び附属施設(これらを専用使用により利用する場合に限る。)

四 丸亀競技場

競技場のうち基本施設、第一トレーニングルーム及び第二トレーニングルーム(これらを専用使用により利用する場合に限る。)並びに附属施設(第一トレーニングルーム及び第二トレーニングルームを除く。)

補助競技場(専用使用により利用する場合に限る。)

五 瀬戸大橋記念公園

マリンドームのうち基本施設(専用使用により利用する場合に限る。)及び附属施設

球技場

ターゲット・バードゴルフ場(専用使用により利用する場合に限る。)

(利用の許可)

第二十条の六 有料公園施設(前条第一号、第二号又は第五号に掲げる施設に限る。第二十条の八から第二十二号までにおいて同じ。)に係る条例第七条の二前段の規定による利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、有料公園施設利用許可申請書(第十六号様式の二)を知事(前条第一号に掲げる施設にあつては、所長。次項、次条から第二十二号まで及び第二十四条の二において同じ。)に提出しなければならない。

2 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

一 都市公園の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

二 都市公園の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められるとき。

3 利用許可には、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の許可の変更)

第二十条の七 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第七条の二後段の規定による変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとするときは、有料公園施設利用変更許可申請書(第十六号様式の三)を知事に提出しなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、変更許可について準用する。

(利用の中止の届出)

第二十条の八 利用者は、有料公園施設の利用を中止しようとするときは、有料公園施設利用中止届(第十六号様式の四)を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第二十条の九 知事は、天災地変その他利用者の責めに帰することができない理由により有料公園施設を利用することができなくなつたときは、使用料の全額を還付する。

2 知事は、有料公園施設(次項各号に掲げるものを除く。)について、前条の規定による届出が、その施設を利用する日(以下「利用日」という。)の十一日前までにあつたときは使用料の全額を、利用日の十日前から八日前までにあつたときは使用料の半額を、それぞれ還付する。

3 知事は、次に掲げる有料公園施設について、前条の規定による届出が、利用日の八日前までにあつたときは使用料の全額を、利用日の七日前から二日前までにあつたときは

使用料の半額を、それぞれ還付する。

一 マリンドーム

二 球技場のうち会議室

第二十一条から第二十三条までを次のように改める。

(利用の許可の取消し等)

第二十一条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又は有料公園施設の利用の停止を命ずることができる。

一 法、条例若しくはこの規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかつたとき。

二 偽りその他不正の手段により利用許可又は変更許可を受けたとき。

三 第二十条の六第二項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

四 第二十条の六第三項(第二十条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。

(原状回復)

第二十二条 利用者は、有料公園施設の利用を終了したとき、又は前条の規定により許可を取り消されたときは、直ちに当該有料公園施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者は、前項の規定による原状回復をしたときは、その旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(指定管理者による管理の基準等)

第二十三条 条例第十四条の二第六項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に都市公園(条例第十四条の二第一項に規定する都市公園をいう。以下この条において同じ。)の運営を行うこと。

二 都市公園の維持管理を適切に行うこと。

三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 条例第十四条の二第六項の規則で定める業務は、次の各号に掲げる都市公園の区分に応じ、当該各号に定める業務とする。

一 土器川公園 当該都市公園の維持管理及び供用に関する業務

二 坂出緩衝緑地又は瀬戸大橋記念公園 当該都市公園の維持管理及び利用の許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務

三 さぬき空港公園 当該都市公園の維持管理及び利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務

3 前項第二号に掲げる都市公園の管理を行う指定管理者が同号に定める業務を行う場合における当該都市公園に係る第二十条の六第二項及び第二十一条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 都市公園の管理を行う指定管理者が第二項に定める業務を行う場合における当該都市公園に係る第二十四条の二の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

5 次の各号に掲げる都市公園の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該都市公園に係る当該各号に掲げる規定に規定する事項については、当該規定にかかわらず、当該指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。

一 坂出緩衝緑地 第十四条、第十四条の二、第二十条の六第一項、第二十条の七第一項、第二十条の八及び第二十二條

二 瀬戸大橋記念公園 第十九条の二、第十九条の三、第二十条の六第一項、第二十条の七第一項、第二十条の八及び第二十二條

三 さぬき空港公園 第二十条の三及び第二十条の四

第二十四条第一項中「業務」の下に「(指定管理者が前条第二項に定める業務を行う場合にあつては、その業務を除く。)」を加える。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(入園の制限等)

第二十四条の二 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、都市公園(総合運動公園及び丸亀競技場を除く。以下この条において同じ。)内への入園を拒否し、又は都市公園からの退去を命ずることができる。

一 他人に迷惑を及ぼす行為をする者

二 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品を携帯する者

三 前二号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められる者

第二十五条中「香川県栗林公園観光事務所長」を「所長」に改める。

第二十六条中「の管理に関する」を「に係る次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 法第五条第一項に規定する公園施設の設置又は管理の許可
 - 二 法第六条第一項に規定する都市公園の占用の許可
 - 三 条例第三条第一項に規定する行為の許可
 - 四 条例第六条の規定による都市公園の利用の禁止又は制限
 - 五 条例第七条の二に規定する有料公園施設の利用の許可
 - 六 前各号に掲げるもののほか、管理に関する権限
- 第十四号様式を次のように改める。

有料公園入園証交付申請書

年 月 日

所長 殿

申請者の住所及び氏名 ㊟

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名）

有料公園の入園証の交付を受けたいので、香川県都市公園規則第10条の2第3項の規定により申請します。

	住 所	氏 名
有料公園の入園証 の交付を受ける者 の住所及び氏名		
交付を受ける理由	都市公園法第5条第1項 } の規定により許可を受けた者であるため 都市公園法第6条第1項 }	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

様十五号様式中「第21条関係」や「第10条の2関係」並びに「第21条第1項第8号ア」や「第10条の2第1項第8号イ」並びに「第21条第1項第8号イ」や「第10条の2第1項第8号ロ」並びに「第21条第1項第8号ウ」や「第10条の2第1項第8号ハ」に添ふる。

様十六号様式中「第23条関係」や「第10条の3関係」並びに「第23条第1項第1号」や「第10条の3第1項第1号」に於て、同様式の次に次の三様式を加ふる。

有料公園施設利用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿
所 長

申請者 住 所
氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)

連絡先

有料公園施設を利用したいので、香川県都市公園規則第20条の6第1項の規定により申請します。

利用目的	行事名									
1 商工奨励館 (1) 北館 (2) 和室										
2 番の州球場 (1) 基本施設 (2) 夜間照明施設 (/ 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・アマチュアスポーツ ・アマチュアスポーツ以外のスポーツ ・その他 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒及び児童 ・一般 									
3 マリンドーム (1) 基本施設 (2) 第1控室 (3) 第2控室 (4) 会議室	冷暖房 (要 ・ 不要) 冷暖房 (要 ・ 不要) 冷暖房 (要 ・ 不要)									
4 球技場 (1) 基本施設 (第1・第2・第3・第4) (2) 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・アマチュアスポーツ ・アマチュアスポーツ以外 ・アマチュアスポーツ以外ですべてのグラウンドを使用 入場料の徴収 (有 (最高額 円) ・ 無) 冷暖房 (要 ・ 不要)									
5 ターゲット・バードゴルフ場	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等 ・学校等以外 									
利用日時及び参加 (入場) 予定人員	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">年 月 日から 年 月 日まで</td> <td style="width: 33%;">年 月 日から 年 月 日まで</td> <td style="width: 33%;">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>時 から 時まで</td> <td>時 から 時まで</td> <td>時 から 時まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table>	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	時 から 時まで	時 から 時まで	時 から 時まで	人	人	人
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで								
時 から 時まで	時 から 時まで	時 から 時まで								
人	人	人								
※使用料	円 ※受付番号									
備 考										

注 1 該当するものに記入又は○印をしてください。
2 ※欄は、記入しないでください。

第16号様式の3 (第20条の7関係)

(日本工業規格A列4番)

有料公園施設利用変更許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿
所 長申請者 住 所
氏 名(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)

連絡先

年 月 日付けで許可のあつた有料公園施設の利用について、次のとおり変更したいの
で、香川県都市公園規則第20条の7第1項の規定により申請します。

許可 済の 内容	利用目的			
	利用施設			
	利用日時			
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
	変 更 の 理 由			
	備 考			

有料公園施設利用中止届

年 月 日

香川県知事
所 長 殿

届出者 住 所
氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)

連絡先

年 月 日付けで許可のあつた有料公園施設の利用について、次のとおり中止したいの
で、香川県都市公園規則第20条の8の規定により届け出ます。

許可 済 の 内 容	利用目的	
	利用施設	
	利用日時	
中止の理由		
備 考		

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の四の次に五条を加える改正規定中第二十条の五第一号、第二号及び第五号に係る部分は、平成十八年四月一日から施行する。

2 改正前の第十五号様式及び第十六号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百一号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則（昭和三十一年香川県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の三を削る。

第三条中「第二号様式の二」を「第二号様式」に改める。

第八条第一項第二号中「係船許可申請書」を「係留施設使用許可申請書」に改め、同項に次の一号を加える。

五 船舶給水施設使用許可申請書

第六号様式の四

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号の係船許可申請書」を「係留施設使用許可申請書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 係留施設使用許可申請書は、当該申請者の利便を図るため知事が適当と認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、知事が別に定める様式によることができる。

第十二条第一項中「この」を「条例第七条の規定による届出に係る書類及びこの」に改め、「、正本一通及び写し一通とし」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 第一条の二から第三条まで又は第五条の規定により提出する書類の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

3 条例第七条の規定による届出に係る書類及び第八条第一項第二号の規定により提出する書類は、ファクシミリ装置を利用して送信することにより提出することができる。

4 前項の規定によりファクシミリ装置を利用して書類が提出されたときは、所長が受信した時に、当該書類が所長に提出されたものとみなす。

5 所長は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、提出者に対し送信に使用した書類を提出させることができる。

第十三条第一項中「第一条の三」を「当該届出に係る書類」に、「による届出又は申請」を「の提出」に改める。

第二号様式を削り、第二号様式の二を第二号様式とする。

第六号様式中「~~係船許可申請書~~」を「~~係留施設使用許可申請書~~」に改める。

第六号様式の三の次に次の一様式を加える。

船舶給水施設使用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり港湾施設における使用の許可を受けたいので、香川県港湾管理条例施行規則第8条第1項の規定により申請します。

区 分	外 航 ・ 内 航
港 湾 名	
船 名	
信号符字 (コールサイン) 等	
総 ト ン 数	
給 水 種 別	運搬給水 ・ 岸壁給水 ・ 自動販売機 ・ 缶 ・ その他
給 水 希 望 日 時	年 月 日 時 分
給 水 申 込 数 量	飲料水 m ³ その他 m ³
希 望 給 水 場 所	
備 考	

注 「区分」の欄及び「給水種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

附則

- (施行期日)
- この規則は、平成十七年十一月一日から施行する。
(経過措置)
 - この規則の施行の際現に改正前の第八条第一項の規定により提出されている港湾施設使用許可申請書(船舶給水施設に係るものに限る。)は、改正後の第八条第一項の規定により提出された船舶給水施設使用許可申請書とみなす。
 - 改正前の第六号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

告 示

●香川県告示第六百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 解除に係る保安林の所在場所
高松市塩江町安原下第二号字高橋一九一七の三八
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

●香川県告示第六百三十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一七、九、一	医療法人社団愛生会上里医院	坂出市江尻町八三六番地五
平成一七、九、一	京町薬局西庄店	坂出市西庄町一七八番地四

●香川県告示第六百三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一七、八、二五	佐藤眼科医院	善通寺市善通寺町一丁目六番七号
平成一七、八、三一	医療法人社団愛生会上里内科医院	坂出市室町一丁目一番二五号
平成一七、八、三一	京町薬局室町店	坂出市室町一丁目一番二四号

●香川県告示第六百三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃 止 年 月 日	指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成一七、九、二五	塩江町	高松市塩江町安原下第二号一六四五番地	塩江町老人訪問看護ステーション	高松市塩江町安原上東九九番地一

●香川県告示第六百三十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成一七、八、三一	医療法人社団愛生会上里内科医院	仁尾町老人デイサービスセンターにお荘 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛四二番地三	仁尾町老人介護支援センター 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛三四番地二	訪問看護
平成一七、八、三一	特別養護老人ホームにお荘 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛四二番地三	仁尾町 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛三四番地二	短期入所生活介護 介護老人福祉施設	通所介護
平成一七、八、三一	京町薬局室町店 坂出市室町一丁目 一番二四号	京町薬局有限公司 坂出市京町二丁目 一番五〇号	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
平成一七、八、二五	佐藤眼科医院 善通寺市善通寺町 一丁目六番七号	佐藤道明 善通寺市善通寺町 一丁目六番七号	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	訪問看護
平成一七、九、二五	塩江町老人訪問看護ステーション 高松市塩江町安原 上東九九番地一	塩江町 高松市塩江町安原 下第二号一六四五番地	訪問看護	訪問看護
廃止年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類	

平成一七、九、一	老人デイサービスセンターにお荘 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛四二番地三	社会福祉法人仁尾福祉会 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛四二番地三	通所介護	指定年月日	事業所(施設)の名称及び所在地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、九、一	老人介護支援センターにお荘 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛四二番地三	社会福祉法人仁尾福祉会 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛四二番地三	居宅介護支援事業	平成十七年十月十四日	坂出市室町一丁目 一番二五号	坂出市室町一丁目 一番二五号	訪問介護
平成一七、九、一	特別養護老人ホームにお荘 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛四二番地三	社会福祉法人仁尾福祉会 三豊郡仁尾町大字 仁尾辛四二番地三	短期入所生活介護	香川県告示第六百三十九号	坂出市江尻町八三 六番地五	坂出市江尻町八三 六番地五	訪問看護
平成一七、九、九	訪問介護ファインケア	有限会社ファインケア	訪問介護	生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。	坂出市江尻町八三 六番地五	坂出市江尻町八三 六番地五	訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第六百三十九号
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成一七、九、一	東かがわ市松原一七〇〇番地一五	東かがわ市松原一七〇〇番地一五	指定居宅介護支援事業所聖心会 東かがわ市川東一〇三番地一	医療法人社団聖心会 東かがわ市川東一〇三番地一	居宅介護支援事業
----------	-----------------	-----------------	---------------------------------	----------------------------	----------

●香川県告示第六百四十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇一二九一 一八	すばる訪問介護 東かがわ市馬篠三三三―一四	特定非営利活動法人すばる 東かがわ市馬篠三三三―一四	平成十七年 十月一日	身体障害者居宅 介護

●香川県告示第六百四十一号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二	すばる訪問介護	特定非営利活動法	平成十七年	知的障害者居宅

一〇一二九一 一七	東かがわ市馬篠三三三―一四	人すばる 東かがわ市馬篠三三三―一四	十月一日	介護
--------------	---------------	-----------------------	------	----

●香川県告示第六百四十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇一二九一 一六	すばる訪問介護 東かがわ市馬篠三三三―一四	特定非営利活動法人すばる 東かがわ市馬篠三三三―一四	平成十七年 十月一日	児童居宅介護

●香川県告示第六百四十三号

昭和三十三年香川県告示第二百二十三号（化製場等に関する法律第九条第一項の畜舎、家きん舎規制地域指定）の一部を次のように改正し、平成十七年十月十一日から適用する。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

観音寺市の項を次のように改める。

観音寺市
茂西町、上市町、川原町、有明町、明星町、殿町、中央町、柳町、青柳町、三架橋通、
駅通町、栄町、七間橋町、中洲町、中新町、若宮町、春日町、大和町、上若町、蛭子町、
飯屋町、加茂田町、元町、港町、琴浜町、幸町、南町（字下津の区域を除く。）
豊浜町のうち本町、中之町、東町、港町、南、北原、須賀、東浜
豊浜町の項を削る。

●香川県告示第六百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十月十四日から同年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 府中琴南線（十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾上町山田下字桜本三四四六番二地 先から	一一・七	五七	平成十一年 香川県告示 第九百十号 で変更した 区域
綾歌郡綾上町山田下字桜本三四三六番四地 先まで	二八・〇		

四 供用開始の期日 平成十七年十月十四日

●香川県告示第六百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十月十四日から同年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路 線 名 三百七十七号
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
綾歌郡綾上町山田下字蔵廻二二一九番四地先から	九・〇	一八・〇	一八・〇	三〇五	平成十一年 香川県告示 第九百八号 で変更した 区域及び綾 上橋歩道橋 整備
綾歌郡綾上町山田下字桜本三四三一番六地先まで	一一・八	一八・八			

四 供用開始の期日 平成十七年十月十四日

●香川県告示第六百四十六号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成十五年香川県告示第五百七十八号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
燧灘	観音寺港	有明	一 指定場所 観音寺市室本町字有明一三二〇の二番地から観音寺市有明町甲四〇三九の六番地まで 二 指定区域 基点一から基点五までを順次に結んだ線、基点一と補助点一から補助点四を順次に結んだ線、補助点四と基点五とを結んだ線により囲まれた区域 三 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基点一 三等三角点琴弾山（北緯三四度七分五六一・二七秒、東経一三三度三八分四一・三二秒）から三三三度五五分五四秒、六七六・三三メートルの地点 基点二 基点一から一八九度二八分一二秒、六五

六・〇四メートルの地点
基点三 基点二から一九三度三九分一二秒、一二
二・〇三メートルの地点
基点四 基点三から二五一度三七分四八秒、一八
六・五七メートルの地点
基点五 基点四から一六三度三二分二四秒、一七
七・〇八メートルの地点
補助点一 基点一から二七九度五三分一〇秒、四
八九・〇七メートルの地点
補助点二 基点二から二九三度三四分五一秒、五
二一・〇二メートルの地点
補助点三 基点四から二五九度二〇分五二秒、三
三〇・三四メートルの地点
補助点四 基点五から二五三度三二分三三秒、一
〇〇・〇〇メートルの地点

●香川県告示第六百四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。
平成十七年十月十四日

- 一 指定番号 中土指道 第十一号
- 二 指定年月日 平成十七年九月三十日
- 三 指定道路の位置 丸亀市土器町東二丁目一七、一一七―二及び同地先農道・水路
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル、四・一八メートル

延長 二三・九九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第六百四十八号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置の表中「三菱信託銀行株式会社」を「三菱UFJ信託銀行株式会社」に改める。

公 告

●香川県公告第五百七十二号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第十八条の規定により、平成十七年度准看護師試験を次のとおり実施する。
平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 試験期日 平成十八年二月十一日（土曜日）
- 二 試験場所 香川県高松市幸町一―一 香川大学教育学部

- 三 受験資格 法第二十二條の規定に該当する者
- 四 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に定める科目とする。

- 五 受験願書の受付期間 受験願書の受付期間は平成十八年一月四日（水曜日）から同月十一日（水曜日）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十号）に規定する休日を除く。

- 六 受験願書の提出先 郵便番号七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部医務国保課マンパワーグループ

なお、郵便等による送付による場合は、受付期間の末日までの消印（これに準ずるものを含む。）のあるもの限り受け付ける。

（第九二七八号）

プ准看護師試験担当
七 合格者の発表等

平成十八年三月八日(水曜日)午前九時に合格者の受験番号を香川県庁東館正面玄関前の掲示板に掲示する。

また、合格者には、合格証書を交付する。

八 その他

1 受験願書の請求は、香川県健康福祉部医務国保課マンパワーグループ准看護師試験担当に行うこと。なお、郵便等による送付により請求する場合は、受験願書の配布を郵便により行うので、あて先を明記し、四九〇円切手をはった角形二号の返信用封筒を同封した封書により行うこと(二部以上の受験願書を請求する場合は、2の場所へ問い合わせることを)。ただし、受験願書の配布は、平成十七年十二月一日(木曜日)からとする。

2 その他詳細については、香川県健康福祉部医務国保課マンパワーグループ准看護師試験担当(電話番号〇八七―八三二―三二五五)に問い合わせること。

●香川県公告第五百七十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

茜興産有限公司 高松市昭和町二丁目一 一番一号

樽谷千佳子 木田郡三木町大字池戸二三〇一 番地三

筒井育子 高松市茜町一番八号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヨシセンター茜町店 高松市茜町八三六番三四一 ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 午前九時
変更後 午前零時

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

変更前 午前二時

変更後 午後十二時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前八時四十五分から午前二時十五分まで

変更後 午前零時から午後十二時まで

4 変更年月日

平成十七年十二月一日

5 変更する理由

顧客の利便性向上のため

二 届出年月日

平成十七年九月三十日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年十月十四日(金曜日)から平成十八年二月十四日(火曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年二月十四日(火曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第五百七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯山ショッピングセンター 丸亀市飯山町東坂元字秋常二二〇番ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前 飯山ショッピングセンター

変更後 マルナカ飯山店

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

変更後 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十分から午後九時二十分まで

変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

4 変更年月日

平成十七年十二月一日

二 届出年月日

平成十七年九月三十日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年十月十四日(金曜日)から平成十八年二月十四日(金曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年二月十四日(金曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第五百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ宮脇店 高松市宮脇町一丁目四番五ほか
- 3 変更しようとする事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後十時
変更後 開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 変更前 午前九時四十分から午後十時二十分まで
変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

4 変更年月日

平成十七年一月八日

二 届出年月日

平成十六年十二月十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年十月十四日(金曜日)から平成十八年二月十四日(火曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年二月十四日(火曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支

援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第五百七十六号

サンポート高松B2街区等事業計画提案競技を次のとおり実施する。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 提案競技の概要

1 提案競技の名称

本提案競技の名称は、サンポート高松B2街区等事業計画提案競技(以下「提案競技」という。)とする。

2 提案競技の主権者

提案競技は、香川県(以下「県」という。)が主催する。

3 提案競技の対象とする土地等

提案競技の対象とする土地等の所在及び面積は、次のとおりである。

(一) B2街区の土地

(1) 所在 高松市サンポート一―三

(2) 面積 五、〇三四・四九平方メートル

(二) 高松港旅客ターミナルビル一階

(1) 所在 高松市サンポート一―一

(2) 面積 約一九〇平方メートル

4 提案競技の対象

提案競技の対象は、次の事業内容について募集する。

(一) B2街区の施設整備・事業展開計画
(二) 高松港旅客ターミナルビル一階の施設利用計画

一の応募者は、次の(1)から(4)のいずれか一つを提案するものとする。

- (1) (一)の計画
- (2) (二)の計画
- (3) (一)の計画と(二)の計画の二つの計画
- (4) (一)と(二)を併せて一つのものとした計画

(一)と(二)の両計画を提案する場合で、(一)と(二)の計画のいずれか一方が入選した場合でも事業実施が可能な場合は(3)を、(一)と(二)の計画の両方が入選した場合のみ事業実施が可能な場合は(4)を選択すること。

なお、B2の提案競技の対象とする土地は、適正な価格により売却又は貸付(事業用借地権を設定)によるものとし、高松港旅客ターミナルビル一階の提案競技の対象とする施設は、香川県港湾管理条例に基づく使用許可とする。

二 応募者の資格等

提案競技に応募する資格を有する者は、本提案競技の趣旨を十分理解し、事業を行うにふさわしい社会的信用、資金及び経営能力等を備えた法人又はその連合体(以下「法人等」という。)とする。詳細については、四の1で配付する募集要綱を参照すること。

三 事業主体の決定方法等

1 審査委員会による入選案の選定

審査委員会の審査により、応募者から提案された事業計画案の中から最も優れた応募提案を入選案として選定するものとする。

ただし、審査の結果、ふさわしい提案がない場合は、入選案なしとすることがある。

2 入選案及び事業主体予定者の決定

県は、審査委員会の審査結果に基づき入選案を決定し、入選案を提案した法人等を事業主体予定者として決定する。

3 事業主体の決定

B2街区については、事業主体予定者と事業計画案に基づく事業の具体的な条件について協議し、事業実施に関する基本的な協定を締結のうえ事業主体を決定する。

高松港旅客ターミナルビル一階については、事業主体予定者が香川県港湾管理条例

に基づき使用申請書を提出し、県は、使用許可する。

4 事業主体の責務

事業主体は、三の3の協定に基づき事業を行うものとする。

5 公募の手順及びスケジュールの概略

- (一) 募集要綱の配布 平成十七年十月五日(水)から同年十一月三十日(水)まで
- (二) 募集要綱質疑受付 平成十七年十月三十一日(月)から同年十一月七日(月)まで

(三) 募集要綱質疑回答 平成十七年十一月十四日(月)頃

(四) 応募登録手続き 平成十七年十二月一日(木)及び同月二日(金)

(五) 応募登録の通知 平成十七年十二月九日(金)

(六) 応募提案書類等の提出 平成十八年二月十五日(水)から同月十七日(金)まで

(七) 入選案決定 平成十八年三月予定

(八) 事業主体予定者の決定 平成十八年三月予定

(九) 基本協定書の締結(事業主体の決定)等 平成十八年四月予定

四 応募手続等

1 募集要綱の配布期日等

- (一) 期日 平成十七年十月五日(水)から同年十一月三十日(水)まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間 午前九時から午後四時まで。ただし、正午から午後一時までの間を除く。

(三) 場所 香川県庁本館十五階 香川県観光交流局にぎわ創出課

(四) ホームページによる閲覧

平成十七年十月五日(水)から同年十一月三十日(水)までの間においては、香川県のホームページ(<http://www.pref.kagawa.jp/>)↓県庁各所属・出先機関↓観光交流局↓関連リンクから募集要綱の内容を閲覧することができる。

(アドレス)

http://www.pref.kagawa.jp/pubsys/cgi/contents_view.cgi?cd=5542

2 応募登録手続きの期日等

- (一) 期日 平成十七年十二月一日(木)及び同月二日(金)

(二) 時間 午前九時から午後四時まで。ただし、正午から午後一時までの間を除く。

(三) 場所 香川県庁本館十五階 香川県観光交流局にぎわい創出課

(四) 手続きの方法 所定の登録申込書に所要の事項を記載し、添付書類を添えて持参すること。

3 応募提案書類等の提出期日等

(一) 期日 平成十八年二月十五日(水)から同月十七日(金)まで

(二) 時間 午前九時から午後四時まで。ただし、正午から午後一時までの間を除く。

(三) 場所 香川県庁本館十五階 香川県観光交流局にぎわい創出課

(四) 提出方法 受付場所まで持参すること。

五 問い合わせ先

郵便番号 七六〇―八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番十号 香川県観光交流局にぎわい創出課交流施設グループ 電話番号 〇八七―八三二―三三八〇

六 その他

詳細は、募集要綱による。

●香川県公告第五百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、奥谷共同施行が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業奥谷地区)を行うことについて平成十七年九月三十日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年十月二十一日から同年十一月十日まで縦覧に供する。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、新畑地区共同施行が土地改良事業(非補助土地改良事業(区画整理事業)新畑地区)を行うことについて平成十七年九月三十日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成十七年十月二十一日から同年十一月十日まで縦覧に供する。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、琴南町が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業上井地区)を行うことについて平成十七年九月三十日適当と決定した。

その関係書類を琴南町建設経済課において平成十七年十月二十一日から同年十一月十日まで縦覧に供する。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、満濃町が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業平山地区)を行うことについて平成十七年九月三十日適当と決定した。

その関係書類を満濃町建設課において平成十七年十月二十一日から同年十一月十日まで縦覧に供する。

平成十七年十月十四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第八十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となつてゐる次の病院の指定を取り消した。

平成十七年十月十四日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
医療法人社団林泉会林病院	仲多度郡琴平町四五

監査委員公表

●香川県監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成17年10月14日

監査結果(対象機関)	措置状況
香川県監査委員 栗田隆義 同 石川豊 同 石川稠治 同 野田峻司	香川県監査委員 栗田隆義 同 石川豊 同 石川稠治 同 野田峻司

1 監査対象部局	総務部
2 監査対象年度	平成16年度
3 措置の状況	
検討指示事項	県税の収入未済額について県税の徴収については、強制徴収の強化や滞納整理の効率化を図るなど積極的な徴収に努めているが、依然として多額の収入未済額があり、引き続き効果的な徴収確保対策を講じる必要がある。(税務課)
措置状況	県税の徴収確保については、捜索などによる差押の強化や夜間・休日の納税窓口の開設など徴収対策の一層の充実と強化を図っている。 平成17年度からは、差押財産をより高価・有利に換価するためインターネット公売を開始したほか、個人県民税については、県の直接徴収を引き続き実施するとともに、税務職員の市町等への併任による香川滞納整理推進機構を設立するなどの取組みを行っており、今後とも様々な徴収確保対策を講じていきたい。

●香川県監査委員公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成17年10月14日

香川県監査委員

栗田隆義
同 石川豊
同 石川稠治
同 野田峻司

1 監査対象部局	水道局
2 監査対象年度	平成16年度
3 措置の状況	
監査結果(対象機関)	措置状況
指導注意事項	ア 超過勤務手当の支給について超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(水道局)
	平成17年7月に返納済みである。

●香川県監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成17年10月14日

1 監査対象部局	農政水産部
2 監査対象年度	平成16年度
3 措置の状況	
監査結果(対象機関)	措置状況
指導注意事項	ア 扶養手当の支給にについて偶者の育児休業期間が終了したにもかかわらず、誤って手当を
	平成17年3月に返納済みである。

<p>支給しているので、返納させる必要がある。(農業試験場)</p> <p>イ 超過勤務手当の支給に当たり、超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているので、正当額との差額分を返納させる必要がある。(西讃農業改良普及センター)</p>	<p>平成17年3月に返納済みである。</p>
<p>検討指示事項</p> <p>登記事務処理の推進については、用地の未登記の解消については、これまでも努力されているところであるが、依然として多数の未登記件数が見受けられるので、引き続きその解消に向けて取組が必要である。(土地改良課)</p>	<p>過年度未登記土地処理要領に基づき、未登記土地の解消に努めており、今後、さらに、出先機関配属の嘱託職員を適宜登記事務経験者に変更するとともに、処理案件の難易度別分類による優先的処理を進めるなど、一層計画的な処理に努める。</p>

●香川県監査委員公表第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成17年10月14日

<p>1 監査対象部局</p> <p>2 監査対象年度</p> <p>3 措置の状況</p>	<p>香川県監査委員</p> <p>栗田隆義</p> <p>石川豊</p> <p>石川稠治</p> <p>石川稠治</p> <p>野田峻司</p>
<p>監査結果(対象機関)</p> <p>指導注意事項</p>	<p>措置状況</p> <p>ア 占用料の収入事務について</p>

<p>検討指示事項</p>	<p>河川占用料、道路占用料及び都市公園使用料の徴収に当たり、納入通知書の発行が遅延しているものがあるため、適正に処理する必要がある。(長尾土木事務所)</p> <p>イ 特殊勤務手当の支給について 特殊現場作業手当の支給に当たり、勤務実績の認定を誤って支給しているため、正当額との差額分を追給する必要がある。(高松土木事務所)</p> <p>ウ 超過勤務手当の支給について 超過勤務手当の支給に当たり、支給割合を誤っているため、正当額との差額分を返納させる必要がある。(高松土木事務所)</p> <p>ア 登記事務処理の推進について 用地の未登記の解消については、計画的な取組により一定の改善成果は認められるものの、依然として相当の未登記件数が見受けられるので、引き続き登記事務処理の推進を図る必要がある。(土木監理課)</p>	<p>「香川県河川占用料等に関する条例」、「香川県道路占用料条例」、「香川県都市公園条例」等の規定を遵守し、適正な事務処理に努める。</p> <p>平成17年9月に追給済みである。</p> <p>平成17年9月に返納済みである。</p> <p>長尾土木事務所、高松土木事務所及び小豆総合事務所については、過年度未登記処理のため、嘱託職員を配置し未登記案件の処理に努めている。 また、各事務所の担当者を集めた過年度未登記処理事務担当者会を開催するなど、事務処理の円滑化に努めている。</p> <p>陸道敷の適正な管理に努め、地元市町や関係者との協議により市町道への移管、緑地帯等として活用、売却処分などの促進を図る。(道路保全課) 陸道敷の現状把握に努め適正な管理を図るとともに、関係者との</p>
---------------	---	--

協議を積極的に進めることによつて、売却、貸付や移管等の処分に努める。(河川砂防課)

平成十七年十月十四日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています